

燕・弥彦総合事務組合議会の個人情報保護に関する条例の
一部改正について

燕・弥彦総合事務組合議会の個人情報保護に関する条例（令和 5 年
燕・弥彦総合事務組合条例第 2 号）の一部を次のように改正するものとす
る。

令和 7 年 2 月 2 1 日 提 出

提出者	燕・弥彦総合事務組合議会議員	小 林	由 明
賛成者	燕・弥彦総合事務組合議会議員	丸 山	浩
同	燕・弥彦総合事務組合議会議員	柏 木	文 男
同	燕・弥彦総合事務組合議会議員	佐 野	大 輔
同	燕・弥彦総合事務組合議会議員	近 藤	隆 行
同	燕・弥彦総合事務組合議会議員	小 林	秋 光
同	燕・弥彦総合事務組合議会議員	岡 山	秀 義
同	燕・弥彦総合事務組合議会議員	タナカ・キン	
同	燕・弥彦総合事務組合議会議員	齋 藤	信 行
同	燕・弥彦総合事務組合議会議員	土 田	昇

記

燕・弥彦総合事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 燕・弥彦総合事務組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年燕・弥彦総合事務組合条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 53 条から第 55 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第 2 条 燕・弥彦総合事務組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年燕・弥彦総合事務組合条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 10 項中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 12 条第 5 項の表中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 10 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第 1 条の規定は令和 7 年 6 月 1 日から、第 2 条の規定は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 46 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。